

## 特別養護老人ホーム指定管理者審査基準(天神・浦舟ホーム)

審査項目	点数	着眼点(例)
1 法人(45点)		
(1) 法人の理念及び職員への共有状況	5	法人の理念に老人福祉施設の理念が反映されており、職員に共有されている。
	3	法人の理念に老人福祉施設の理念が反映されているが、職員に共有されていない。
	0	法人の理念に老人福祉施設の理念が反映されていない。
(2) 財務状況	5	法人全体の財務状況が極めて健全であり、安定した運営に支障のない基盤がある。
	3	法人全体の財務状況が健全であり、安定した運営が可能な基盤がある。
	0	法人全体の財務状況が何とか収支を保っている状況である。
	-3	法人全体の財務状況が不良であり、安定した運営が期待できない。
	-5	法人全体の財務状況が著しく不良であり、安定した運営が期待できない。
(3) 社会福祉事業等の運営実績	5	社会福祉法第2条第2項第3号に規定する事業のうち、特別養護老人ホームを5年以上良好に運営している。
	3	社会福祉法第2条第2項第3号に規定する事業のうち、特別養護老人ホームを2年以上良好に運営している。
	1	社会福祉法第2条第2項第3号に規定する事業のいずれかを、2年以上良好に運営している。
(4) 職員の人材確保・定着及び育成の考え方	5	職員の人材確保・定着及び育成に対する考え方が優れている。
	3	職員の人材確保・定着及び育成に対する考え方が適切である。
	0	職員の人材確保・定着及び育成に対する考え方について、見直しが必要である。
(5) 過去5年間の監査指導等への対応結果	5	監査指導に関して、改善報告を要する指摘がない。
	3	監査指導に関して、改善報告を要する指摘があるが、適切に改善されている。
	0	監査指導に関して、改善報告を要する指摘があるが、改善されていない。
(6) 個人情報保護及び情報公開の取組・考え方	5	個人情報の保護及び情報公開への取組・考え方が、優れている。
	3	個人情報の保護及び情報公開への取組・考え方が、適切である。
	0	個人情報の保護及び情報公開への取組・考え方について、見直しが必要である。

審査項目		点数	着眼点(例)
	(7) 人権尊重及び男女共同参画推進の取組・考え方	5	人権尊重及び男女共同参画推進への取組・考え方が、優れている。
		3	人権尊重及び男女共同参画推進への取組・考え方が、適切である。
		0	人権尊重及び男女共同参画推進への取組・考え方について、見直しが必要である。
	(8) 高齢者虐待防止の取組・考え方	5	高齢者虐待防止への取組・考え方が、優れている。
		3	高齢者虐待防止への取組・考え方が、適切である。
		0	高齢者虐待防止への取組・考え方について、見直しが必要である。
	(9) 市内中小企業優先発注の実績	5	横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業への優先発注を特に積極的に行っている。
		3	横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業への優先発注を適切に行っている。
		0	市内中小企業への優先発注を行っていない。

審査項目	点数	着眼点(例)
<b>2 収支計画(5点)</b>		
施設運営の収支と利用者負担	5	施設運営に工夫があり、綿密な積算のもとに事業収支を検討しており、安定した経営が見込まれる。また、利用者負担の内容も適切かつ明解である。
	3	無理のない収支を見込んでおり、また、利用者負担の内容も適切である。
	0	事業収支にやや不安があり、引き続き検討が必要である。また、利用者負担の内容について、調整が必要である。
<b>3 事業に対する熱意と経験(30点)</b>		
(1) 法人代表者の熱意と理解	5	法人代表者は、老人福祉事業に5年以上従事しており、かつ十分な経験と熱意がある。
	3	法人代表者は、老人福祉事業に2年以上従事しており、かつ一定の経験と熱意がある。
	1	法人代表者は、老人福祉事業の経験が2年未満である。
(2) 施設長(又は予定者)の熱意と理解等	5	施設長(予定者)は、老人福祉事業に7年以上従事しており、十分な経験と熱意がある。
	3	施設長(予定者)は、老人福祉事業に5年以上従事しており、一定の経験と熱意がある。
	1	施設長(予定者)は、老人福祉事業の経験が5年未満である。
(3) 施設の運営方針	5	施設の運営方針に具体性があり、実現の可能性が極めて高い。
	3	施設の運営方針に具体性があり、実現の可能性が高い
	0	施設の運営方針に具体性がなく、実現の可能性が低い。
(4) 関係機関(福祉・保健・医療機関等)との連携状況と考え方	5	関係機関との連携状況と考え方に具体性があり、実現の可能性が極めて高い。
	3	関係機関との連携状況と考え方に具体性があり、実現の可能性が高い。
	0	関係機関との連携状況と考え方に具体性がなく、実現の可能性が低い。
(5) 地域団体(町内会・地区社協協等)との連携状況と考え方	5	地域団体との連携状況と考え方に具体性があり、実現の可能性が極めて高い。
	3	地域団体との連携状況と考え方に具体性があり、実現の可能性が高い。
	0	地域団体との連携状況と考え方に具体性がなく、実現の可能性が低い。
(6) 利用者に対して実施する特色ある取組	5	利用者に対して特色ある取組を実施しており、十分な熱意がある。
	3	利用者に対して特色ある取組を実施しており、一定の熱意がある。
	0	利用者に対して特色ある取組を実施していない。

審査項目	点数	着眼点(例)
<b>4 事業計画(60点)</b>		
(1) 特別養護老人ホームの入所者に対する考え方・サービス内容に関する事業計画	5	入退所に対する考え方・サービス内容に関する事業計画が、優れている。また、個別の支援が非常に適切である。
	3	入退所に対する考え方・サービス内容に関する事業計画が、適切である。また、個別の支援が適切である。
	0	入退所に対する考え方・サービス内容に関する事業計画について、見直しが必要である。また、個別の支援が適切でない。
(2) 短期入所の受入体制・サービス内容に関する事業計画	5	短期入所の受入体制・サービス内容に関する事業計画が、優れている。また、個別の支援が非常に適切である。
	3	短期入所の受入体制・サービス内容に関する事業計画が、適切である。また、個別の支援が適切である。
	0	短期入所者の受入体制・サービス内容に関する事業計画について、見直しが必要である。また、個別の支援が適切でない。
(3) 食事の提供に関する考え方、具体的な食事内容	5	食事の提供に関する考え方・具体的な食事内容が、優れている
	3	食事の提供に関する考え方・具体的な食事内容が、適切である。
	0	食事の提供に関する考え方・具体的な食事内容について、見直しが必要である。
(4) 非常災害対策の取組	5	非常災害対策の取組に関する計画及び非常災害への備えが、優れている。
	3	非常災害対策の取組に関する計画及び非常災害への備えが、適切である。
	0	非常災害対策の取組に関する計画及び非常災害への備えについて、見直しが必要である。
(5) 感染症対策の取組	5	感染症対策に関する計画及び備えが、優れている。
	3	感染症対策に関する計画及び備えが、適切である。
	0	感染症対策に関する計画及び備えについて、見直しが必要である。
(6) 事故防止策に関する意識・事故防止対策の取組	5	事故防止策に関する意識・対応策の適切性が、極めて高い。
	3	事故防止策に関する意識・対応策の適切性が、高い。
	0	事故防止策に関する意識・対応策について、見直しが必要である。
(7) 苦情に関する意識・苦情対応の取組	5	苦情に関する意識・対応策の適切性が、極めて高い。
	3	苦情に関する意識・対応策の適切性が、適切である。
	0	苦情に関する意識・対応策について、見直しが必要である。

審査項目		点数	着眼点(例)
(8) 施設及び設備の維持保全及び管理の方針	5	施設及び設備の維持保全及び管理の方針が具体的であり、実効性・実現性が高い。	
	3	施設及び設備の維持保全及び管理の方針が、適切である。	
	0	施設及び設備の維持保全及び管理の方針が具体性が乏しく、見直しが必要である。	
(9) 各種委員会の設置及び開催状況	5	施設運営に関する各種委員会の設置、開催状況及び開催内容が、優れている。	
	3	施設運営に関する各種委員会の設置、開催状況及び開催内容が、適切である。	
	0	施設運営に関する各種委員会の設置、開催状況及び開催内容について、見直しが必要である。	
(10) 経費節減への取組	5	経費節減への取組に具体性があり、実現の可能性が極めて高い。	
	3	経費節減への取組に具体性があり、実現の可能性が高い。	
	0	経費節減への取組に具体性が乏しく、見直しが必要である。	
(11) 環境への配慮	5	環境への配慮(ごみ減量化、リサイクル、省エネルギーなど)に対する明確な考え方・具体的な取り組みが、優れている。	
	3	環境への配慮(ごみ減量化、リサイクル、省エネルギーなど)に対する明確な考え方・具体的な取り組みが、適切である。	
	0	環境への配慮(ごみ減量化、リサイクル、省エネルギーなど)に対する明確な考え方・具体的な取り組みについて、見直しが必要である。	
(12) 施設職員の研修に関する計画、具体的な取組	5	施設職員の研修に関する計画、具体的な取組が優れている。	
	3	施設職員の研修に関する計画、具体的な取組が適切である。	
	0	施設職員の研修に関する計画、具体的な取組について、見直しが必要である。	

審査項目	点数	着眼点(例)
<b>5 前期の指定管理業務の実績(±5点)</b>		
前期の指定管理業務の実績	5	指定管理業務の実績が、協定で求められる水準を大きく上回っている。
	3	指定管理業務の実績が、協定で求められる水準を上回っている。
	0	指定管理業務の実績が、協定で求められる水準を維持している。
	-3	指定管理業務の実績が、協定で求められる水準に達していない。
	-5	指定管理業務の実績が、協定で求められる水準を大きく下回っている。
<b>6 本市施策・事業(高齢者福祉について)の実績(5点)</b>		
緊急対応を要する利用者や医療的ケアを要する利用者の受入実績	5	特別養護老人ホームにおいて、やむを得ない措置又は優先入所による利用者受入実績があり、かつ医療的ケアを要する利用者の受入を積極的に行っている。
	3	特別養護老人ホームにおいて、やむを得ない措置又は優先入所による利用者受入又は医療的ケアを要する利用者の受入のいずれかを行っている。
	0	特別養護老人ホームにおいて、やむを得ない措置又は優先入所による利用者受入実績がなく、かつ医療的ケアを要する利用者の受入を積極的に行っていない。
<b>7 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況の実績(6点)</b>		
(1)障害者雇用率が法定雇用率を超えている	3	障害者雇用率が2.50%を超えている(2.5%と同値の場合は加点対象外)
(2)ワークライフバランス及び男女共同参画の推進	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 (従業員101人未満の場合のみ加算対象)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 (従業員101人未満の場合のみ加算対象)
	1	※①～③のいずれかを満たせば加点対象 ※プラス認定を取得された場合であっても、加点の上乗せは行いません。 ①次世代育成支援対策推進法による認定(「くるみん」、「トライくるみん」又は「プラチナくるみん」の認定) ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」の認定) ③「よこはまグッドバランス企業」の認定
合計:156点満点		(出席員の持ち点の合計の6割以上 _____ 点)